

議第150号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年呉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
略		略	
呉市予防接種事故処理審査会	各種予防接種の事故による援護措置に関する審査を行う	呉市予防接種事故処理審査会	各種予防接種の事故による援護措置に関する審査を行う
		呉市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	ごみ処理施設の整備及び運営に係る事業者の選定に関する審議を行う

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法に基づく市長の附属機関を設置するため、この条例案を提出する。